

株式等振替制度に係るシステムの利用に関する規則等の改正について

平成 22 年 6 月 24 日
株式会社証券保管振替機構

1 改正趣旨

株式等振替制度に係る業務の取扱い等を明確にするため、「株式等振替制度に係るシステムの利用に関する規則」及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」の一部の改正を行う。

2 改正概要

株式等振替制度に係る業務の処理において、利用者が、機構システムを利用する場合における統合 Web 端末等の設置場所の取扱い、機構システムの利用を開始するにあたっての確認テストの取扱い及び業務の処理を計算会社等に委託するときの取扱い等を明確にする。

3 施行日

平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

以 上